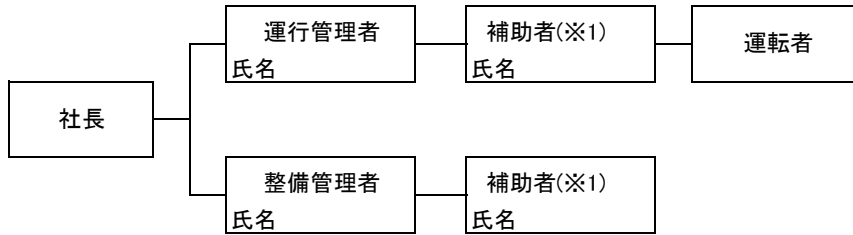


様式例1

事業用自動車の運行管理等の体制



1. 運行管理等の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名：
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み( . ) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間( 時 分 ~ 時 分 ) } (※3) ・休日( 日/月)
運行管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み( . ) (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み( . ) (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者(※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定(平成 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1)補助者を選任するときは記載する。(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。(※3)運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。(※5)道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

アルコール検知器の配備計画  
設置型： \_\_\_\_\_ 台 ・ 携行型： \_\_\_\_\_ 台

日常点検計画  
日常点検場所： \_\_\_\_\_ ・ 日常点検の実施者： \_\_\_\_\_

営業所と車庫の距離(※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)  
\_\_\_\_\_ km

車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法  
連絡方法： \_\_\_\_\_

点呼実施場所が車庫の場合(併設されていない場合のみ記入)-----

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者(補助者)の移動手段及び所要時分  
移動手段： \_\_\_\_\_  
所要時分： \_\_\_\_\_ 分
- ・ 車庫における運行管理者(補助者)の駐在時間  
出庫時 ( \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで)  
帰庫時 ( \_\_\_\_\_ 時から \_\_\_\_\_ 時まで)

点呼実施場所が営業所の場合(併設されていない場合のみ記入)-----

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分  
移動手段： \_\_\_\_\_  
所要時分： \_\_\_\_\_ 分



2. 事故防止及び過積載防止等に対する指導教育(※6)及び事故処理等の体制

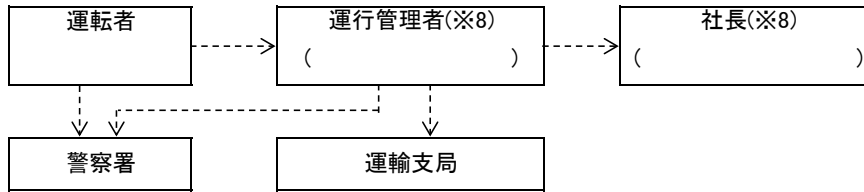
○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有(実施時期(※7); \_\_\_\_\_ 箇月以内) ・  無
- ・ 特定の運転者(事故惹起、初任、高齢)に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無  
 有 ・  該当無し

○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有(実施時期(※7); \_\_\_\_\_ 箇月以内) ・  無
- ・ 積載量確認方法  
 計量器による ・  運送依頼票による

○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」(平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号)

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( )内に連絡先を記載する。

○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 : \_\_\_\_\_ ( 役職等 : \_\_\_\_\_ )

苦情処理担当者 氏名 : \_\_\_\_\_ ( 役職等 : \_\_\_\_\_ )

○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号(平成2年11月22日)による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号(平成2年11月22日)による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号(平成18年8月31日)による標準霊きゆう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。



- ・ 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画

確保人員 : \_\_\_\_\_ 人      確保予定人員 : \_\_\_\_\_ 人

- ・ 国土交通省告示第1365号に適合する勤務割及び乗務割の計画 (労使協定の締結予定の有無  有 ・  無)

運転者氏名又は 確保予定年月日	1箇月当りの 拘束時間	1日当りの拘束時間		1箇月当りの 乗務日数	運転時間			休息期間 勤務と勤務の間
		最大	平均		2日平均 1日当り	2週平均 1週当り	連続運転	
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間
	時間	時間	時間	日	時間	時間	時間	時間

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。  
 ※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、1箇月あたりの拘束時間が長い者上位10名を記載する。

# 〈事業用自動車の運行管理等の体制作成にあたっての留意点〉

～様式例1及び別紙について～

## 事業用自動車の運行管理等の体制(様式例1)について

・運行管理者及び整備管理者が既に確保されている場合には、「確保済み」欄に確保予定の場合は「確保予定」欄にレ点を記入し、指揮命令系統図に氏名を記入して下さい。

・車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法については、車庫、営業所間の連絡方法を具体的に記入し、「点呼実施場所」欄にレ点を記入し、該当する項目を記入して下さい。  
なお、車庫が営業所に併設されている場合には、この欄の記入は不要です。

・事故防止及び過積載防止等に対する指導教育及び事故処理等の体制について  
特定の運転者(事故惹起者、初任者、高齢者)を雇う場合は、「有」欄にレ点を記入して下さい。

・適用する運送約款について、標準運送約款を適用する場合は、「①～③」欄のいずれかにレ点を記入して下さい。  
標準運送約款以外の運送約款を適用される場合は、「④」欄にレ点を記入し、運送約款の認可申請書を提出して下さい。

## 事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転手を確保する計画(別紙)について

・運転者数は、既に雇用している場合には、確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員欄にそれぞれ記入すると共に、勤務割、乗務計画を併せて記入して下さい。

・勤務時間について、労使協定を締結される場合は、「有」欄にレ点を記入して下さい。

・勤務割及び乗務割の拘束時間についてはそれぞれの計画している時間数を記入して下さい。  
なお、「拘束時間」とは始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間をいいます。

また、「休憩時間」とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって、全く自由な時間をいいます。